

二 議案第二十四号 昭和四十九年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）

訂正箇所	誤		正	
	国（都）支出金	地方債	国（都）支出金	地方債
5頁、1療養給付費及び計の欄中	16,964	4,351	21,315	

三 議案第二十六号 昭和五十年年度福生市一般会計予算

訂正箇所	誤	正
77頁、3農業振興費の欄中	19 負担金補助及び交付費	19 負担金補助及び交付金

陳情第一号

たばこ自動販売機購入助成に関する陳情書

昭和四十九年度中期より、たばこ値上げの問題が販売業界の話題となり、販売業界としてこの問題を取り上げ全国組合本部である全国たばこ販売協会会長迫水久常先生を先頭に全国約六〇〇組合が一丸となり、大蔵省及び日本専売公社に対したばこ消費、たばこ販売歩率、自動販売機改作問題の三点について鋭意強力な運動を続けて参りましたが、今日ここに至り自動販売機改作保証については全面打ち切り（保証しない）と言う措置をとられることになりました。

何ぶんにも国としては（百億円）予算増ともなりますので、業界としてもこの措置を呑まざるを得ない状態になつた次第でございます。それはたばこ消費税の増率と翌年からと言う条件付きで販売歩率の増率を認めたことによるものです。よつて私達地元業界（組合及びたばこ消費税協議会）といたしましては、新機種の入替えか、改作かの問題で非常に苦慮して居ります。

そもそもこの自動販売機につきましては、専売公社のご指導と福生市ご当局の販売増進運動の一環として設置推進がなされたもので、現在では市民の日常生活に欠くことのできない大きな販売窓口となつて居ります。ここで定価改定（五〇／六〇増）が実施されますと同時に、全販売機が使用不能になりますことは明白な事実となつて参ります。ちなみに新機種

とは、現金正価で大型機（八品目）は三〇八、〇〇〇円から三三五、〇〇〇円、中型機（五品目）で一六〇、〇〇〇円から一九〇、〇〇〇円です。

ひるがえつて福生市内の実情について申し上げますと、市内には現在約六十台の自動販売機が設置され稼働中ですが、これらはいずれも型式及び設置年月が古く、そのほとんどが耐用年数に達して居りますので、改作してもその後の使用期間が非常に短いため改作よりも買い替え設置の必要がそのほとんどであります。

以上の様な訳で、市ご当局といたしましても、私達業界の衷情を十分におくみとり頂きまして、新機種の入替えについて購入価格の三分の一程度の助成措置を講じて頂き度く早急にご配慮賜われます様陳情申し上げる次第でございます。

以上

昭和五十年三月十二日

陳情者代表

福生市武蔵野台一―九―一

福生市たばこ消費税増収対策協議会

会長 遠藤 竹蔵 印

青梅たばこ商業協同組合

理事長 山 際 由 三 印

外 六十四名

福生市議会議長

塩 野 鉄之助 殿

福議発第三十九号

昭和五十年三月六日

殿

福生市議会議長 塩 野 鉄之助

議案説明員の出席要求について

昭和五十年第一回福生市議会定例会にご出席くださるよう、地方自治法第二百一十一条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び付議議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一 日 時 三月十二日（水）午前十時

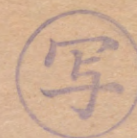
二 場 所 福生市議会議場

昭和50年1月分歳入歳出状況

昭和49年度

会計名	予算現額	本月中歳入額	本月末歳入累計額	収入率	本月末現在高
		本月中歳出額	本月末歳出累計額	執行率	
一般会計	千円 6,706,729	217,908,452円	847,144,914円	51.6%	(200,000,000)円
		263,098,408	344,296,868	51.3%	284,304,68
国保会計	339,816	27,167,147	252,385,823	74.3	
		31,928,993	233,092,561	68.6	192,93,062
質屋会計	4,429	25,102.4	41,620.46	94.0	
		28,295.2	36,273.39	81.9	534,707
区画整理 会計	825,392	13,062.50	535,398,886	64.9	(200,000,000)
		14,726.75	222,887,453	27.0	312,511,233
公共用地 会計	250	1,100,000	501,747.0	200.7.0	
		0	0	0	501,747.0
下水道 事業会計	281,703	0	106,552,106	37.8	
		953,004	103,986,020	36.9	256,6086
水道 事業会計		243,656,986	495,451,690		
		106,589,959	349,786,089		145,865,801
用品調達 基金		81,999.9	103,753.59		
		781,378	95,072.29		868,136
公益質屋 基金		251,000.0	20,589,000		
		234,050.0	20,261,500		327,500
土地開発 基金		0	176,304,160		
		0	83,720,969		92,583,191
都市施設 整備基金		0	95,000,000		
		0	0		95,000,000
合計		494,719,858	5,172,685,238		
		407,447,869	4,469,837,840		702,847,448

() 内は運用金



福監発第3978号

昭和50年3月7日

福生市議会議長

塩 野 鉄 之 助 殿

福生市監査委員 山 下 久 吉 印

// 石 川 信 義 印

昭和50年1月分例月出納検査の結果
について(報告)

このことについて、地方自治法第235条の2第3項の規定に
より、つぎのとおり報告します。

- 1 検査の日 昭和50年2月28日(金)
- 2 実施場所 第二庁舎2階会議室
- 3 検査の対象 昭和50年1月中における収入役、企業出
納員の権限に属する現金の出納状況並びに関
連事項
- 4 検査の結果 1月中における現金の出納状況について、
関係帳簿及び証拠書類の検査を実施した結果、
1月末日における収支の状況は別表のとおり
で、計数上の誤りは認められなかった。

昭和50年3月12日 本会議資料

(参考資料)

No. 1

社会福祉法人

福生市社会福祉協議会生活資金貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、本市民で生活が困難な者に対して、生計を立てるに必要な補助的生活資金として、貸付けを行うことを目的とする。

(貸付対象)

第2条 この資金の貸付は、低所得者の不時の出費などによつて困窮し必要な資金の融資を他から受けることの困難な者に対し行う(低所得の判定は、現行の生活保護基準(月額)をもとにし、1.5倍程度で状況に応じて決定する。)

(貸付条件)

第3条 資金の貸付は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ貸付を適当と認める者に対して行う。

- (1) 住民基本台帳法及び外国人登録法に定める届出を本市にしているもの。
- (2) 本市に3ヶ月以上居住していること。
- (3) 確実な保証人があり、確実に償還できると認められるもの。
- (4) 貸付金額は、一世帯につき5万円以内とする。ただし、1

万円以上の場合は、保証人を定める。

(5) 貸付金は無利子とし、貸付金の償還は、2ヶ月据置10ヶ月以内とする。

(6) 償還方法は、一時払い又は、月賦均等償還とする。

(保証人の資格要件)

第4条 前条第3号に規定する保証人は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 一定の職業を有し、独立の生計を営んでいる世帯主であること。

(2) 前条第1号の届出をし、本市に一年以上居住していること。

(3) 貸付金について、他に保証していないこと。

(借入手続)

第5条 資金の借入れを受けようとする者(以下「申込人」という)は、会長に生活資金借入申込書(様式第1号)を提出しなければならない。

(貸付の決定等)

第6条 前条の規定に基づく申込みがあつたときは、会長の命を受けて事務局長が専決し、生活資金貸付決定(却下)通知書(様式2号)により、当該申込人に通知するものとする。

(2) 資金の貸付決定を受けた者は、会長に借用証書(様式3号)を提出し、貸付金の交付を受けるものとする。

(貸付決定の取消)

No. 2

第7条 会長は、次の各号に該当するときは、貸付の決定を取り消すことができる。

(1) 申込の内容に偽りがあつたとき。

(2) 貸付決定の通知を受けた後、貸付申込人が7日以内に借入れ手続を完了しないとき。

(届出義務)

第8条 資金の貸付を受けた者は、次の各号の一に該当するときは、すみやかにその旨を届出なければならない。

(1) 資金の貸付を受けた者および保証人が氏名又は、住所を変更したとき。

(2) 保証人を変更するとき。

(3) 借受人および保証人が、火災その他の災害を被つたとき。

(4) 借受人および保証人が、差押、仮処分強制、執行、破産又は競売の申立等を受けたとき。

(5) 借受人が死亡したときは、その相続人は直ちに届出なければならない。

(貸付金の返還)

第9条 資金の貸付を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、貸付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 貸付金を目的以外に使用したとき。

(2) この規程に違反し、または指示に従わないとき。

(償還方法の変更等)

第10条 会長は、借受人が災害その他、特別な事情により、償還が困難となつたときは、償還方法の変更および償還猶予することができる。

(譲渡の禁止)

第11条 貸付を受けた者は、貸付金を他に譲渡することはできない。

(基金の管理)

第12条 この基金は、確実な金融機関に預け貸付の都度引出し償還の都度すみやかに預金しなければならない。

(委任)

第13条 この規定に定めのあるもののほか、必要な事項は、会長が理事会に計り定める。

付 則

1. この規程は、昭和50年4月1日から実施する。

様式第1号

		係		局長		常務理事		会長	
生活資金借入申込書									
※受付年月日		昭和 年 月 日		※貸付決定年月日		昭和 年 月 日			
※受付番号				※貸付年月日		昭和 年 月 日			
借入金額		円							
借入理由		----- -----							
借入期間		年 月 日から 年 月 日まで							
償還方法		月賦 一時払							
借入申込者	ふりがな					生年月日	年 月 日生 歳		
	現住所	福生市				番地	電話	番 年	
	本籍								
世帯の状況	職業					勤務先及びTEL			
	氏名	続柄	性別	年齢	職月収入業	ふりがな氏名			
						現住所	(居住期間 年		
						職業			
						勤務先	電話		
						申込者との関係			
上記のとおり生活資金を借りたいので申込みます。									
年 月 日									
借入申込者 印									
連帯保証人 印									
福生市社会福祉協議会長 殿									

米印の欄は記入しないで下さい。

決定
生活資金貸付 通知書
却下

借入申込者 _____
 住 所 福生市 番地 方
 氏 名 _____
 申 込 金 額 ¥ _____ 円
 申込年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

あなたが今回借入れを申込まれた生活資金は、
 下記の理由により貸付を決定いたします。

記

理 由 _____

年 月 日

社会福
福生市社会福祉協議会長
祉法人 印

殿

申 込 者

生活資金貸付金借用証書

金 額						
-----	--	--	--	--	--	--

上記の金額を借用いたしました。
 ただし、この資金は、裏面に記載した償還計画の
 とおり返済いたします。

年 月 日

借 入 者

住 所

氏 名 (印)

連帯保証人

住 所

氏 名 (印)

社会福祉法人

福生市社会福祉協議会長 殿

係

局長

常務
理事

会長

